

日本共産党
東京都議会
議員団

公契約

論戦集



公契約条例と最低賃金法の 関係について

2024.9.25
第3回定例会 代表質問より

とや英津子(練馬区)



社会的責任調達指針に ついて

2024.10.29
財政委員会 事務事業質疑より

清水とし子(日野市)

JCP TOKYO
Metropolitan Assembly Members
共産党都議団

公契約条例と最低賃金法の関係について

2024・9・25 第3回定例会 代表質問より

とや英津子(練馬区)

Q1 地域経済や災害復旧の担い手である建設業の人材不足は深刻です。打開が急がれます。知事の認識を伺います。

Q2 公共工事で適正な賃金を支払える発注価格を設定できるようにするため、



国は、発注価格の基礎となる「設計労務単価」を12年連続で引き上げ、1・7倍になりました。ところが建設労働者の賃金は、その間ほとんど上がっていません。

建設労働者の賃上げを実現するために、「設計労務単価」を引き上げると同時に、下請けまで含めて適切な労働報酬が支払われるようにすることが重要です。見解を求めます。

公契約条例を制定し、最低賃金を上回る賃金を支払う契約を事業者と結ぶことで、区や市の仕事に携わる労働者の賃金や労働条件を向上させている自治体も増

えています。

多摩市が公契約条例の実施状況について行った事業者アンケートでは、地域経済・地域社会の活性化に「つながった」「今後つながる」が74%にのぼっています。

Q3 地方自治体が公契約条例で、最低賃金を上回る賃金を支払うよう求めることは、最低賃金法との関係で何か制約を受けますか。答弁を求めます。

○産業労働局長(田中慎一君)

Q1の答弁

次に、建設業の人材確保についてでございます。

人手不足が続く建設業を含む中小企業の人材確保を後押しすることは重要で

す。

都は、業界団体を通じてサポートするなど、支援を行っております。

○財務局長(山下聡君)

Q2の答弁

次に、都発注工事についてでございますが、建設業に従事する労働者の適切な処遇の確保は重要であり、都はこれまで、適正な予定価格を設定するとともに、元請事業者団体に対し、適正な請負代金による下請契約の締結など、担い手確保等の観点から要請を行ってきたおり、今後も国の動向等を踏まえ、適切に対応してまいります。

Q3の答弁

次に、公契約条例と最低賃金法との関係についてでございますが、いわゆる賃金条項を有する公契約条例を定めること

は、最低賃金法上、問題となるものではないとされております。

賃金等の労働条件は、最低賃金法や労働基準法などの労働関係法令の下支えの上で、各企業において対等な労使間での交渉により、自主的に決定されるべきものと認識しております。

動画 都議団ハイライト

『都議会史上初！公契約条例の重要答弁』



社会的責任調達指針について 総合評価方式について 他

2024・10・29 財政委員会 事務事業質疑より

清水とし子(日野市)

○清水(と)委員

日本共産党都議団の清水とし子です。私からは、社会的責任調達指針に関連して質問をさせていただきます。

今年7月、東京都は、未来の東京戦略を踏まえて経済的合理生のみならず、持続可能性にも配慮した調達を行うことを通



じて、東京都の調達にとどまらず、企業の調達においても環境、人権、労働及び経済の分野での望ましい慣行を敷衍させ、持続可能な社会に貢献することを東京都の社会的責任と捉え、これを果たすための指針として東京都社会的責任調達指針を策定しました。

今回の質疑では、調達指針の目指す目的が、どのような仕組みによって実現されるのか、またその実効性はどうか担保されるのか見ていきたいと思えます。

担い手三法との関係は

最初に、指針と担い手三法との関係についてお伺いします。

今年6月、建設業法改正、公共工物品質確保促進法、品確法ですね。それから入札契約適正化法、入契法、いわゆる担い手三法が一体的に改正されました。建設業法等の改正では、労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化し、中央建設業審議会が労務費の基準、標準労務費を作成勧告、著しく低い労務費や著しく短い工期による見積り依頼の禁止、原価割れ契約の禁止を受発注者の双方に導入することで、適切な労務費等の確保や賃金行き渡りを担保するとしています。

これは、公共、民間工事のいずれにも適用され、下請契約も含めて対象となり、建設業に新しい取引のルールが導入されることになりました。

建設業法及び入契法改正に対する参議院の附帯決議には、建設技能者の賃金水準の向上の観点から、その実態把握に努め、建設工事の労務費に関する基準が適

切に設定されるよう努めるとともに、下請業者まで適正な労務費が確保されるよう民間発注者からの理解も得られるように積極的に働きかけ、周知徹底を図ること。また、そのために建設業者による材料費等仔細見積書及び労務費の基準の活用促進することなどが挙げられています。そこで伺いますが、担い手三法で賃上げ等が努力義務となりましたが、これを社会的責任調達指針ではどのように反映をされていますか。

○須藤契約調整担当部長

本年6月に成立した第三次担い手三法においては、改正建設業法の中で建設業者に労働者の能力に応じた適切な処遇の確保を努力義務化しております。

調達指針では、工事、物品等の調達過程において適用される国内外の法令等を遵守するよう、受注者及びサプライチェー

ンを担う事業者に求めております。

○清水(と)委員

調達指針では、労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化した改正建設業法をはじめとする担い手三法が反映されている、それは受注業者及びサプライチェーンは、労働者の能力に応じた適切な処遇の確保に努めなければならないということが義務づけられているということです。

不払いは指針の不遵守

改善措置を求める

次に、下請業者への不払いの扱いについて伺います。

下請業者への不払いは、社会的責任調達指針の不遵守に当たるとはどうかお伺いします。

○須藤契約調整担当部長

調達指針においては、下請法などの取

引関係法令等の遵守を義務的事項にしており、下請代金の不払いが確認された場合は、本事項に抵触する行為であると認識しております。

○清水(と)委員

では、社会的責任調達指針の不遵守の通報を受け付けた場合、東京都はどのように対応をされることとなりますか。

○須藤契約調整担当部長

調達指針が適用される契約において、調達指針の不遵守に関する通報が受付窓口に寄せられた場合には、都として受注者に対し事実確認を行い、不遵守の事実が認められる場合には、当該受注者に対し改善措置を求めることとしております。

○清水(と)委員

都として受注者に対して事実確認を行

う、不遵守の事実が認められる場合などには、当該受注者に対して改善措置を求めるということでした。不払いが調達指針の不遵守に該当する、東京都は受注者に改善措置を求める、こういう認識が示されたことは大変重要だというふうに思います。

それでは、受注者は、例えば受注者本人ではなく、不払いを起こした自分の下請業者、サプライチェーンを担う事業者に対して、どのような対応を求められますか。

○須藤契約調整担当部長

調達指針の適用を受ける契約に関して、サプライチェーンを担う事業者における調達指針の不遵守が判明した場合には、都は受注者に対し、当該事業者に対する改善に向けた働きかけを求めてまいります。

○清水(と)委員

これまで、不払いは、ともすると市民の問題というふうにされてきました。しかし、調達指針では、直接の受注者ではない下請などサプライチェーンを担う事業者における調達指針の不遵守が判明した場合にも、都は受注者に対して当該事業者に対する改善に向けた働きかけを求めていく。都も、受注をした元請業者も責任を持って働きかけをしていく、これが義務的事項になっていると。

さらに、調達指針そのものはこういうふうにならなっているんです。この指針というのは、東京都の調達にとどまらず、企業の調達においても環境、人権、労働及び経済の各分野での望ましい慣行を敷衍させ、持続可能な社会に貢献することを東京都の社会的責任と捉え、このたびこれを果たすための指針として、東京都社会的責任調達指針を策定しましたとあ

って、まずは、東京都から始めるけれども、これは東京全体の企業みんなに広めて、一緒に守っていてもらうんだと、そういう指針なんだ、そういうふうにならなっているんです。

そうだとすると、やっぱりこういうことはちゃんとみんなに守っていただく、とても大事なことだというふうに思います。

点検委員会に労働者の代表を

次に、不遵守の通報を受け付ける通報受付対応点検委員会の構成についてお話しします。

この委員会に労働者の代表は入りますか。

○須藤契約調整担当部長

通報受付対応点検委員会は、第三者で構成するものとしておりますが、委員の詳細については、現在検討中でございます。

す。

○清水(と)委員

委員の詳細については、現在検討中であるということですが、やっぱり相談、通報の当事者となるであろう、また立場が弱い労働者については、労働者の代表を入れていただくことを求めます。通報受付対応点検委員会の会議、その結果というのは公表されますか。

○須藤契約調整担当部長

通報受付対応点検委員会につきましては、現在詳細値を検討中でございますが、会議の公開につきましては、調査審議を原則公開するものとする附属機関等設置運営要綱に基づき対応してまいります。

○清水(と)委員

通報受付対応点検委員会については、原則公開とする要綱に基づいて対応して

いくということなんですけれども、改めて、通報受付対応点検委員会、公開をちゃんとしていただけよう要望をさせていただきます。

推奨事項は総合評価の加点を検討

社会的責任調達指針の推奨事項は、総合評価方式による入札の加点など、契約上のインセンティブを付与する等の取組を推進していくというふうにされています。推奨的事項のうち、総合評価方式における加点項目とするのはどのようなものでしょうか。また項目を決める上でのお考え方について伺います。

○須藤契約調整担当部長

調達指針に定める推奨的事項に係る契約制度上のインセンティブにつきましては、現在、詳細値を検討中でございます。入札契約制度の公平性や品質の確保等に留意しながら検討を行うこととしており

ます。

○清水(と)委員

社会的責任調達指針には、例えば女性の権利尊重という分野があって、女性の権利を尊重し、女性のエンパワーメントや男女共同参画社会の推進、リプロダクティブ・ヘルス・ライツの観点から、女性人材の登用や育業などに取り組むべきである、こういう推奨的事項があります。

男女平等の取組のように法令で義務づけられていない、こういうものを推奨的事項として総合評価方式による入札の加点項目とすること、法令との関係では問題はないのでしょうか。東京都の認識をお伺いします。

○須藤契約調整担当部長

総合評価方式における技術点の評価項目などの落札者決定基準につきましては、入札の公平性、公正性が確保されるよう

客観性が求められます。このため、地方自治法施行例では、総合評価方式における落札者決定基準の決定には、あらかじめ学識経験者の意見を聞かなければならないこととされております。

お話の法令等で義務づけられていない事項を評価項目とすることにつきましてはいかがでしょうか。こうした手続を経たものであれば可能であると認識しております。

○清水(と)委員

あらかじめ学識経験者の意見を聞いた上で、総合評価方式における落札者決定基準とすれば、法令などで義務づけをしていない、そういう事項であっても評価項目とすることは可能である。こういう認識が示されたことは、とても大事だというふうに思うんです。

例えば社会的背景、社会的責任、調達指針の賃金、報酬の分野には、労働の価値

に見合った生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金、報酬の支払いに努めるべきであるという推奨的事項があります。

こういうものについてこれまで東京都は、そういう基準がないんだと、どういふふうに出していいかわからないんだというふうなこともいわれていましたけれども、これについても、あらかじめ学識経験者の意見を聞いた上で、総合評価方式における落札者決定基準とすれば、総合評価方式による入札の評価項目とすることは可能であるということになります。ぜひ、評価項目とすることを求めます。

指針の改定は議会のチェックが不可欠

次に、調達指針の改定について、どのような場で、誰が決定するのか、また議会のチェック、意思の反映はどのようなものか、お伺いします。

○須藤契約調整担当部長

調達指針は、義務的事項の範囲などについて、社会動向に応じた適切な数字を設定するとともに、適宜見直しを実施することとしております。見直しについては、財務局において決定することになりますが、その際は、改正すべき内容に際し、都議会への報告や有識者の意見聴取など、適切に改正の手続を進めてまいります。

○清水(と)委員

調達指針は、条例ではありませんから、改編に際して議会の議決を必要としません。しかし、この改編については、財務局のみで決定するものではなくて、改正内容に応じて議会に報告をし、意見も聞きながら進めていくということなんです。

推奨的事項を義務的事項に変更する場合とか、新たな推奨的事項、義務的事項を盛り込む場合などは、やはり事前に

議会に報告をし、意見を反映していただくよう要望します。

有識者会議に労働者の代表を

社会的責任に配慮した調達の関わる有識者会議の構成委員についてお伺いします。

○須藤契約調整担当部長

お話の有識者会議の委員につきましては、調達指針の内容に関連の深い、環境、人権、労働、経済、公共調達等の専門家8名により構成されております。

○清水(と)委員

社会的責任に配慮した調達に関わる有識者会議には、事業者側の委員は入っているんですけども、労働者側の代表は入っていません。労働分野の検討には労使双方がいるべきだと思います。労働者側の委員も入れていただくよう求めます。

都の社会的責任調達指針は、環境、人権、労働、経済といったこれまでになかった分野での義務的、推奨的事項を設定し、そうした調達をすることで、持続可能な社会づくりに貢献する東京都の社会的責任を果たすものです。調達指針は、受注者だけではなく、サプライチェーンまで含めて対象となる。これまでの民民の問題とされてきた不払いなどについても、都や受注者がきちんと働きかけを行うこと、これが明確になったことは重要だと思えます。しっかり取り組んでいただくことを要望します。

また、あらかじめ学識経験者の意見を聞いた上で、総合評価方式における落札者決定基準とすれば、法令などで義務づけられていない事項を評価項目とすることは可能であるという認識が示されたことも重要だと思います。労働の価値に見合った生活に必要なこと、物を賄うこと

ができる水準の賃金、報酬の支払いに努めるべきであるという推奨的事項についても、総合評価方式による入札の評価項目とすることが可能だということですから、ぜひ評価項目とすることを求めます。

公契約条例の制定を

社会的責任調達指針は大変重要なものです。ぜひ、実効性を発揮するよう努力を求めたいと思います。同時に、都の公契約が都の施策の必要をさらに向上させる、都民の暮らしをよりよくするものとなって、また、工事や委託を請け負った事業者の経営を支え、何より働く皆さんの生活できる賃金を保障するものとなるために、公契約条例の制定など、さらに努力できることがあると考えます。この点については、改めて別の機会に取り上げたいと思います。

総合評価方式について

次に、総合評価方式についてお伺いします。総合評価方式について、東京都はどのような方向性を持っておられるのか、お伺いします。

○須藤契約調整担当部長

総合評価方式は、原則として価格競争によることとされている地方公共団体の入札の例外として、価格点と技術点を総合的に評価するものでございます。都においては、確実な履行や品質の確保が特に必要な案件について、積極的に活用、検討するよう各局に周知しております。

○清水(と)委員

最低制限価格がない業務委託に関して、ダンピングはどのように防止をされているのでしょうか。お伺いします。

○須藤契約調整担当部長

業務委託契約の適正な履行を確保するため、業務内容を仕様書等に明確に示すことのほか、適正な積算及び予定価格の設定を行うよう各局に周知しております。加えて、特に業務の品質を高める必要がある委託にしましては、総合評価方式、競争入札の活用を検するよう各局に指示をしております。

○清水(と)委員

今、ご説明にあつた、特に業務の品質を高める必要がある委託というのは、具体的にどのようなものでしょうか。お伺いします。

○須藤契約調整担当部長

都は、業務委託等における総合評価方式の活用を全庁で推進していくことを目的として、業務委託等の総合評価方式に係る適用方針を定めており、その中で、

総合評価方式を原則適用していくものと
して、大規模施設の受付案内など、業務
内容の専門性、個別性等が高く、高度な
知識と経験とが求められる業務などを例
示しております。

○清水(と)委員

業務の内容の専門性、個別性が高く、高
度な知識と経験が求められる業務につい
ては、総合評価方式を適用していくもの
というふうに例示をしているということ
でした。

多摩地域の都税収納事務の委託につい
ては、専門性や知識が必要とされる、ま
さにこういう業務だったわけですから、ま
も、価格競争で行われたことによつて受
注した業者は、不適格な業者が選ばれて、
仕事を取って、日常業務に支障を来す、
こういう事態も引き起こしました。こう
した教訓が踏まえられて、総合評価方式、

複数年度契約、こういうふうになったことは大事だというふうに思っています。

下請け実態調査について

最後に、下請次数等に関する調査についてお伺いします。

下請次数などに関する状況調査について、今年度の調査の拡充について、概要とその目的についてお伺いします。

○須藤契約調整担当部長

都は、昨年度、都発注工事における施工体制の実態把握を目的に、一定規模以上で施工中の工事の一部に当たる143件を対象に調査を実施いたしました。昨年度の調査結果では、適切な施工体制が確保されていたことを確認しましたが、調査対象が一部であったことから、今年度はより一層の実態把握に努めるため、同じく一定規模以上で調査期間中に施工中の工事、約一千件について調査を行って

おります。

○清水(と)委員

昨年、調査が行われたんですけども、一定規模以上で施工中の工事の一部というところで、抽出されたものを行ったので、143件だったと。で、今年については、抽出ではなくて全件ということで、一定期間中というのは変わらないんですが、それでも全件やると約一千件になるというところで、その全数調査をされるということですか。

この調査結果というのは、いつ公表されますでしょうか。

○須藤契約調整担当部長

今年度の調査については、現在集計中でございます。結果がまとまり次第、公表する予定でございます。

○清水(と)委員

都が発注する大規模な工事、またコロナの協力金等の業務委託などでは、多重下請の構造によって、現場で働く労働者に支払われる賃金、報酬が、東京都が予想して積算に入れていたよりも極端に低くなっているのではないかと、こういうことが問題になりました。都発注工事の実態を明らかにするというのは、とっても大事なことだというふうに思います。速やかな公表を求めて、私の質問を終わります。

ご意見・ご要望をお寄せください

発行：日本共産党東京都議会議員団

2024 年 12 月

〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2 - 8 - 1

電 話 03-5320-7270

F A X 03-5388-1790

<https://www.jcptogidan.gr.jp>

* この冊子是一部、未確定稿を元に作成しています。正式な
議事録は都議会ホームページでご確認ください。